

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

電話網移行円滑化委員会

第4回会合 議事録（平成23年9月6日）

1. 日 時： 平成23年9月6日（火）10:00-12:00
2. 場 所： 総務省8階 第1特別会議室
3. 出席者： （委員）
東海主査、相田主査代理、石井委員、井手委員、北委員、長田委員
（総務省）
安藤総務課長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、
齋藤データ通信課長、野崎電気通信技術システム課長、
中沢番号企画室長、木村事業政策課調査官、
大村料金サービス課企画官、富岡事業政策課課長補佐、
大内事業政策課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、
東川番号企画室課長補佐
4. 議 題： （1）電話網からIP網への円滑な移行の在り方について
（2）その他

○東海主査 おはようございます。大変お忙しい中を午前中からお集まりいただきましてありがとうございます。ほぼ定刻でございますので、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会の第4回会合を開催させていただきます。

前回の会合におきましては、我々が議論をすべき2つの大きな課題のうち、利用者対応という視点でご議論を進めていただいたところでもあります。本日は予定どおり、もう一方の事業者対応という視点から、集中して議論を進めてまいりたいと思っております。現状、PSTNがある訳ですから、そこでつくられたルールというものがどんなふうこれから切り替えられていくか、あるいはそのまま維持していくかといったような観点があるかと思えますけれども、事務局にはそのところを少し整理しておいていただきましたので、早速事務局から資料のご説明をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○安東課長補佐 それでは、事務局より、資料の説明をさせていただきます。まず資料の確認をさせていただきます。議事次第に続きまして、資料4-1、「電話網の円滑な

利用について（事業者対応）」というパワーポイントの資料がございます。その次に資料4-2、「主要国におけるIP化等の状況について」という資料がございます。その次に参考資料といたしまして、第2回の開合において配付させていただきました「検討の基本的視座」並びに「検討項目」というものをつけさせていただいております。過不足ございましたら、ご連絡いただけると幸いです。過不足ないようでしたら、資料4-1から順にご説明を申し上げたいと思います。

まず資料4-1の2ページ目をおめくりください。本日は、主査のお話にございましたとおり、マイグレーションの円滑化に関する課題のうちの事業者対応部分に項目を絞りまして、資料を作成させていただきました。2ページの1、2、3、4と4項目に分かれている分類につきましては、参考資料につけさせていただきました7月27日の第2回電話網移行円滑化委員会における検討項目の事業者対応の整理に沿ったものでございます。その中身に関しましては、これまでの情報通信審議会への諮問後の提案募集で寄せられた各事業者の意見、また6月のヒアリング以降に委員の皆様からいただいた追加の質問に対する各社のコメントなどを反映して、項目の整理をさせていただいているところでございます。PSTNにおける競争環境の維持ということで4点、後ほど順にご説明をさせていただきます。2番、受け皿としてのNGNにおける競争環境の整備という観点で、何点かご説明をさせていただきます。3番、視点を変えまして、マイグレーションに対応した、現在NTT東西が、いわゆるハブ機能として提供している事業者間間接接続の扱いというところを、緊急通報を含めて資料をまとめさせていただきました。4番、基本的機能の1つでございます、番号ポータビリティについて、マイグレーションを踏まえた対応の在り方という4つの分類をさせていただいているところでございます。

1ページおめくりいただけますでしょうか。まず1点目のPSTNの競争環境の維持という点でございますが、その1つ目の課題として、マイグレーションに対応したコロケーションルールの在り方という点で、3つほど事業者から示された課題をまとめさせていただきました。接続事業者自身は、NTT東西と電気通信設備を接続する場合に、NTT東西の收容局ビルなどに自前の設備をコロケーションするということが必要になります。このために、コロケーションに係る諸ルールが定められているところでございますけれども、今後、PSTNからIP網への円滑なマイグレーションを進める観点から、効率的なコロケーションを行うためのルールの見直しという点で、3点ほど示され

ております。

1つ目は、現在置かれているコロケーション設備を、撤去まではしないものの、需要減に応じた設備の利用の減で、例えば半分ほどその設備を使わないという場合におけるコスト算定方法です。例示としましては、電気使用料に係る支払いについての算定方法の見直しがございます。2点目は、今度はコロケーション設備を撤去する場合における現行の撤去に係る6カ月間の先行支払いに係るルールというものがございしますが、このマイグレーション側面に即した運用の見直しです。また、今度はコロケーションを設置しようという場合に、そのビルに長らく空きがない場合に、その空きがないビルにコロケーション設備を設置できないことによる事業展開が阻害されるという主張に対して、増設の義務化、または設置できるとした場合でも手続の簡素化、設置の時間の短縮化というところが、このマイグレーションに対応した側面として、各事業者から提案が出ているところでございます。

4ページ目をご覧ください。1つ目の、既に設置しているコロケーション設備の中の、利用する設備の減に対応したコスト算定方法ということで、特に電気料の支払いに関する算定方法の意見が出ております。実際にコロケーションにおきましては、負担額、通信用建物に対する負担額と整理しておりますが、その算定方法が、1つ目の青い四角で囲まれている算定式でございします。すなわち、設備保管料、設備使用料、設備保守料ということで、その3つの観点から負担額を計算しておりますが、ここで例えば、設備保管料につきましては、土地・建物に関する負担額ということ。またその中で電気料、実際に設備を置いた場合に使用される電力を払うという意味での電気料。設備使用料においては、その設備の空調に係る費用などがそれぞれ計上されるところでございます。

この設備保管料の中で、電気料というところでございますが、こちらは実際にNTT東西利用部門とともに、それぞれそのビルに置いている設備に係る電力を案分して支払い負担を決めているということでございますけれども、実際の電気料の算出方法については、もう一つ下の黄色い枠のその下に青い枠がございしますけれども、単位当たりの年間支払額に、各接続事業者からの申込み電力というもので計算されております。この申し込み電力につきましては、設置した装置の最大消費電力が求められております。すなわち、左側にありますこの設備をコロケーションする場合に、その設備のスペックに係る最大電力を要求されるということで、実際は需要の減に応じて、例えばここに書きました未使用インターフェースのように使っていない設備部分が存在する訳でございます

けれども、こういうところにつきましても、柔軟に減らして電力料を決めるという算定方法には、今はなっていないというところでございます。NTT東日本の主張におきましては、収容局設備の安全・安心の観点からということで、実際に使用可能な最大電力よりも少ない電力で契約を行って、実際設備が最大電力を使った場合に発火するとか、そういう意味での安全・安心を損なうようなシーンがないのではないかとということもあって、この最大電力ということでございますけれども、このあたりの柔軟な対応を、マイグレーションの文脈に沿って、コロケーションの料金算定の考え方に柔軟性が求められているところでございます。

続きまして、5ページ目でございますけれども、今度は設置しておりますコロケーション設備の撤去に係る費用負担ということで、撤去する場合におきましては、予見可能性や、次の転用に要する期間を考慮して、NTT東西に対して6カ月前に申し入れをすることとされております。すなわち、6カ月前に申し入れをすれば、撤去したときにはもう払いがないということです。逆に申しますと、あるときに撤去するとした場合には、その申し入れをした日から6カ月間先行きは、コロケーション設備の費用の支払いを求められますという状況でございます。

これはNTT東西からの追加質問への回答でございましたが、コロケーションリソースを有効に活用するという観点から、別のコロケーション設備設置といった転用に要する平均的な期間、6.4カ月を踏まえて、おおむね6カ月間の先払いを設定することによって、次のコロケーション設備との円滑な使用の連続性が保たれるということが、理由として挙げられているところでございます。

この場合、ケース②のように、実際に転用に関する期間を、あるものを撤去して、次に光のコロケーション設備を設置するというケースが存在する場合に、メタルの設備を撤去して、先行き6カ月分の費用を払うということと、その後、光のコロケーション設備を置いて、光に関するコロケーション費用を負担するということなど、この青い線と赤い線と2本走っておりますが、こういう費用負担の可能性もあり得るということが、接続事業者の方からも提起されているということでもあります。マイグレーションが進展すると、このような同様の設備撤去が全国で進むと考えられているところで、光用コロケーション設備の置きかえを伴うことになる場合に、双方の費用の負担をすることになることを踏まえると、円滑なマイグレーションを促す観点から、このような運用ルールの見直しについてどう考えるかという提起がなされているところでございます。

続きまして、6ページでございますが、今度はコロケーション設備を置きたいにも拘らず空きがない場合の対応、またはコロケーション設備が置ける場合の手続の簡素化等に関する要望でございます。こちらにつきましては、電気通信事業法や施行規則におきまして、コロケーション設備を設置するための空きスペースに関する情報について、または申込手続きについては、NTT東西に開示を義務づけております。これに伴いまして対応しまして、NTT東西においては、この黄色い枠の左側の下に小さいオレンジの枠をつくっておりますけれども、ビル毎に接続事業者向けの情報提供として、空きスペースの情報をA、B、C、Dのランクに従って提示をしているところでございます。Dランクは、1つもコロケーションスペースがない、空きがないというところでございます。

接続事業者からは、NTT東西の利用部門との同等性があるかどうかということを検証しながらも、長期間にわたって空きがないDランクのビルに関しては、他事業者がそこで事業展開できないということも踏まえまして、NTT東西管理部門へのスペースの増設の義務づけを求めている声がございます。また、置ける場合においても、できる限り速やかな事業展開ということで、申し込み手続の簡素化・リードタイムの短縮化というのが求められているということでございまして、このマイグレーションの円滑化の観点から、現在の対応について見直しが必要となる事項があるかということが提起されているところでございます。

続きまして、2つ目の課題で、マイラインについてでございます。優先接続（マイライン）と申しますのは、電話サービスを利用する場合に、あらかじめ事業者を選択して、NTT東西の加入者交換機に登録しておけば、当該事業者の事業者識別番号（00XY、0033など）のダイヤルを省略して、その事業者への通話を可能とする仕組みでございます。これに伴いまして、通話料の格差を設定しながら、通話料における接続事業者の参入を促すということが期待された施策でございます。他方で、実際に、NTT東西への加入電話契約数が減少しているということで、その加入電話にひもづくマイラインの契約数も徐々に減少しているという状況でございます。

下のグラフに書かせていただきました左側のグラフの青い帯は、加入電話でございます。こちらに関しましては、徐々に減少傾向がございまして示しております。その下のピンク色の帯は0AB～J-I P電話でございまして、こちらは徐々に拡大しているということでございます。これに伴いまして、右の表にございます、マイラインそのものの登

録も徐々に減少しているという状況がございます。

このような現状を踏まえて、マイラインサービスを提供する競争事業者からは、NGNにおける電話サービス実現のため、帯域制御機能のアンバンドルなど、NGNでの同様の競争環境をつくってほしいという要望が出ております。マイライン移行後の競争環境整備の在り方（マイライン相当サービスの必要性）についてどのように考えるかというところでございます。

8ページでございますが、参考までに、マイラインの現状について、各社のユーザー料金を整理しております。こちらは上段の表にございますNTT東西の加入電話に対して、それぞれマイライン、NTTコミュニケーションズ、ソフトバンク、KDDIなどの料金設定を記載しておりますが、大きくその差はない状況でございます。また、下の表でございますが、市内、県内市外、県外のそれぞれの各マイライン事業者のユーザー料金設定状況を時系列にまとめたものでございますけれども、2005年以降、ほとんど変化が見られないというユーザー料金の設定状況でございます。

続きまして、9ページ目をごらんください。3つ目の課題でございます、メタル回線のコストの検証に移らせていただきます。NTT東西が示したPSTNからIP網へのコア網のマイグレーション計画におきましては、アクセス回線のマイグレーションについては詳細を示しておりません。この黄色い枠の下にございます合同ヒアリングの際のNTT東西の資料がございますが、メタルから光へのマイグレーションについては、需要を喚起して光の普及を進めることで、マイグレーションを進める。また、メタル利用のユーザー数が少なくなった段階で、代替サービスの提案を行うと、対応について引き続き検討を進めていくとされており、具体的な詳細については示されていない状況でございます。

コア網のPSTNからIP網への移行に伴い、足回り回線であるメタル回線需要が、光ファイバへ移行するという現象も実質的に生じている状況でございます。この結果として、メタル回線に係る接続料が実質的に上昇傾向にあるということについて、接続事業者から懸念が寄せられているところでございます。こうした点を踏まえて、別途メタル回線の接続算定の在り方について、この3点、未利用芯線のコストの扱い、メタルの耐用年数、施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証や、ユニバーサルサービス制度との関係に配慮しながら、検討を行っていく必要があるのではないかとこの点でございます。

接続料につきましては、NTT東西のネットワークの賃貸料でございます。こちらについて、算定方法としては、ネットワークのコストが分子に乗ってまいります。これを需要、例えば契約数、使用回線数などで割って、その割り算の中に出てくる単価が接続料として設定されるものでございますが、コストに対して需要が減少している現状のメタルの状況においては、割り算の結果、単価たる接続料が上がっていくということございまして、その点で、コストの内容についての検証が求められているというところでございます。

こちらについては参考資料をご用意しました。後ろのページをごらんいただきたいのですが、29ページから簡単にご説明させていただきます。まず、未利用芯線に関する資料をまとめさせていただきました。NTT東西のメタル回線に関する投資額、ケーブル総延長、加入電話の契約数、芯線使用率は、以下の3つの表のとおりでございまして、加入系のメタルケーブルの投資額は、平成10年から次第に抑制を進めておりますけれども、平成21年度現在で年間500億円の投資がなされているところでございます。その結果、真ん中の表でございますが、メタルケーブルの総延長は平成12年末の100万キロメートルから、現在平成21年末最新の把握状況で103万キロに微増している状況でございます。他方で加入電話の契約数は、この赤い線で示しておりますとおり、平成21年度末も、この同じ表でプロットしておりますけれども、3,300万契約まで減少しているところでございます。

この結果として、一番右の芯線使用率については、最新の把握値で、NTT東日本は37.4%、NTT西日本は把握値で40.1%、東西計で38.7%ということで、おおむね4割の利用で、残り6割が未利用ということになってございます。これらの全体のコストにつきましても、接続料原価に引き続き計上されるという状況でございます。

30ページをごらんください。2点目の耐用年数についてでございます。現在、耐用年数は、固定資産に関して、その使用実態に応じて必要な年数を特定した上で、その年数に応じた減価償却の費用を立てていくという考え方でございますけれども、減価償却に用いられる耐用年数を、電気通信事業会計、接続会計ともに直接規定するものは、一部を除いて存在しておりませんが、一般に公正妥当と認められる会計原則に従って、耐用年数を定めて運用しているということございまして、実態としては法定耐用年数に基づいて、減価償却費が算定されているところでございます。

黄色い枠の下の赤い細い枠でございまして、毎年ドライカップ接続料という、

メタル回線の接続料を決めている算定の方法としては、メタルケーブルを13年の耐用年数で算定して、それぞれ年間の減価償却を算定しているところでございます。これに関しましては、右下のさらに青い枠でございませうけれども、光ファイバ、メタルケーブル、交換機、管路、その他各種固定資産がございませうけれども、光ファイバに関しましては、2008年より経済的耐用年数ということで、その使用実態に応じて耐用年数を延ばしたものでございませう。交換機につきましては、別の算定方法でございませう長期増分費用方式、LRIC方式を用いておりますところ、経済的耐用年数の考えに基づきまして、モデルにおける各設備の耐用年数をメタルケーブルでは架空で25.5年、地下で34.6年、また交換機24.3年としております。管路におきましては、2009年度から経済的耐用年数で見直すため、27年を50年にしたところでございませう。ヒストリカル接続料については、13年のままでございませう。

これについて、今般、マイグレーション計画がコア網について出されておりますが、コア網については2025年までの交換機の保守限界に応じた対応ということでございませうましたが、メタル回線のマイグレーション時期については明示されておらず、PSTN交換機の保守限界よりも長く使用されることが想定されているところでございませう。このような耐用年数の在り方を、どう考えるかという点でございませう。

次に31ページでございませうが、光ファイバ回線とメタル回線との施設保全費、コストの配賦という点でございませう。電柱や管路においては、それぞれメタル回線も光ファイバ回線も添加されている状況でございませうけれども、こちらのケーブルないしは電柱・管路の施設保全は一体として行うという実態がございませうので、その費用については直接把握できる部分は少なく、故障件数比、ケーブル長比などに応じて費用を案分しております。コスト配賦に用いる具体的な按分比率は、下の青い表のオレンジ色のところに書いたものでございませうけれども、例えば電柱でございませうと、光とメタルのケーブルの長さで案分をして、それぞれの施設保全費に配賦をしているところでございませうが、平成21年度現在で84対16ということで、メタル回線の方へ84%配賦されているところでございませう。ケーブル自体の保守に関しましては、芯線長比ということでございませうして、9割と1割ということで、メタル回線の方へ施設保全費のコストが配賦されているところでございませう。

この配賦基準自体は、実際の設備の敷設状況を踏まえた必要な費用を計上するものであるという意見がある一方で、未利用芯線もこの中に含まれているため、その撤去など

のコスト削減インセンティブが高まらないという懸念も接続事業者から示されているところでございます。

なお、フランスにおきましては、このような費用については、設備数ではなくて契約数比によりメタルと光のコストにそれぞれ配賦しているところでございます。例えば、NTT東西におけるメタルと光の契約数ということで試算をしてみますと、メタルでおおむね4,800万契約、光で1,473万契約という数字がございますが、こちらを比率に直しますと77対23となります。

以上がメタルのコストの検証に係る点でございます。続きまして、本体の資料にお戻りいただきまして、10ページをご覧ください。これについても接続事業者から意見が出ております。メタルの撤去に係るいわゆる4年前ルールの在り方という点でございます。NTT東西は、NTT東西のメタル回線を利用して競争事業者がDSLサービスを提供する場合に、そのメタル回線自体を撤去する場合は、いわゆる4年前に撤去についての設備を使っている競争事業者に通知するということが、約款上求められているところでございます。

この4年前ルールによりますと、4年前の段階では撤去しますという情報だけをDSL事業者提供すればよく、実際にどういう代替サービスの内容を行うかというところについては、メタル回線撤去時に提示をするということになってございます。その代替サービスというのは、光サービスで代替サービスを提示することと定められております。このような状況において、NTT東西がコア網のマイグレーション計画を公表し、アクセス網の移行も実質的に進んでいる状況において、予見可能性の観点から、メタルにかわる代替サービスの提供可能時期、撤去する情報の提供のタイミングなど、同規定の在り方をどのように考えるかという点が提起されているところでございます。以上が、PSTNにおける競争環境の整備という点でございます。

続きまして、NGNにおける競争環境の整備についてでございます。こちらはマイグレーションの側面からとらえますと、PSTNからNGNにマイグレーションしていく過程で受け皿をどう整備するかという点でございます。こちらにつきましては、左肩に書かせていただきましたけれども、競争政策委員会の7月19日の資料を抜粋させていただいております。実はこの論点に関しましては、競争政策委員会においても、競争政策の観点から、NGNのオープン化という点が議論されておりまして、詳細につきましては、競争政策委員会でもさらに議論が進められているところでございますので、事務

局といたしましては、本委員会ではマイグレーションに関する側面についてNGNに関する課題をご議論いただければということで、競争政策委員会の資料をつけているところでございます。

NGNにおきましては、さまざまな論点が示されておりまして、ブロードバンドの普及促進の観点から、どう競争環境を整備していくかということが論点として挙げられております。大きく分けますと次の通りです。ネットワークの移行に応じた公正競争環境整備。既存のNGNにおける、オープン化されている各機能のさらなるオープン化の状況についてどう考えるか。また、NGNという、PSTNよりもより高度な発展性のあるサービスを提供できるネットワークにおける、コンテンツレイヤーないし上位レイヤーとの関係での通信プラットフォームというような機能がございしますが、こちらについてのオープン化をどう考えるかという発展性からの観点。さらには、今後NGNなどへ各コア網がマイグレーションしていく場合における、ネットワークのオープン化に関する考え方をどう整理していくかという4点が議論されているところでございます。

12ページにつきましては、現在左側にあります、NGNには直接各事業者は接続しておらず、NTT東西のPSTNを介して他事業者は接続しているという、いわゆるIGS接続というものがなされております。今後、PSTNをNGNなどにマイグレーションしていくといった場合には、この仲介スケールであるPSTNの紫の四角がなくなり、結果的に、右側の他事業者IP網とNTT-NGNの直接接続という意味で、中継局接続という機能への移行が進むと考えられております。しかしながら、現在の両方の機能の在り方を見ておりますと、IGS接続については、接続料は従量制、また接続点は各県1つ以上の接続点が存在するということに対して、中継局接続は、設備単位で1月542万円。接続点が東西ともに2カ所ずつ、計4カ所という状況にあって、今後、左から右への自発的な移行が進む中で中継局接続の在り方をどう見ていけばいいかが論点になっております。

13ページは事実関係を整理したものでございますが、3段に分かれております。1段目のPSTNとメタル回線におきましては、アクセス網、コア網ともにそれぞれ相互接続点、参入ポイントが定められており、多様な事業者の参入と、多様なサービスの提供がなされているという状況でございますが、NGN・光ファイバにおきましては、四角においては、現在PSTN・メタル回線などで提供している機能がそのまま1対1で提供されている状況ではございません。必ずしも機能が1対1で対応する必要はなく、

全く競争環境が同じである必要はないという指摘もございますけれども、今後、PSTNからNGNに移行していく場合に、競争環境がどう変更していくかという点もとらえて、接続事業者からは、一番下の青い帯で書かせていただいておりますけれども、NGNにはなく、新たな競争環境を整備するための提案が、アクセス回線、コア網それぞれについて提案されているという事実がございます。

14ページでございますが、通信プラットフォーム機能に関するオープン化ということで、NGNの高度な機能を利用した多様なサービスを提供するという点に関しまして、上位レイヤー、コンテンツ配信事業者などから、いわゆる認証、課金、帯域制御のような通信プラットフォーム機能をオープン化して、それに伴う多様なサービスの提供が可能となるようにしてほしいという意見が出ております。こちらにつきましては、桃色の帯で書かせていただきましたけれども、オープン化の進め方について見解が分かれているという状況でございます。すなわち、接続事業者の見解におきましては、できることからNTT自身が主導してオープン化すべきという点でございます。これに対しまして、NTT東西の意見といたしましては、具体的な要望が事業者から出てくると、その要望に基づいて事業者間で協議を進めるということでございまして、このオープン化の進め方に関して、大きく見解が異なるという点がございます。ブロードバンドの普及促進の観点から、このような状況についてどう考えるかが課題となっております。

続きまして、15ページでございますけれども、ネットワークのオープン化、いわゆる機能の細分化（アンバンドル）という言葉がございましたけれども、こちらにつきましては、NGNへのマイグレーションをどう考えるかという点でございます。第一種指定電気通信設備のオープン化につきましては、下の左側の橙色の③に書かせていただきましたが、具体的な細分化の要望があり、かつ技術的にそれが可能な場合に、NTT東西にとって過度な経済的負担がないことに留意しつつ、NTT東西の考え方のもとに総務省における判断を行って、機能の細分化、開放を行っていくということが、累次になされてきたところでございます。この機能の細分化によって、接続事業者においては、必要な機能だけを利用して、その企業に基づいた独自のサービスを展開するということが可能となるという仕組みでございます。

16ページでございますけれども、NGNが2008年3月に稼働して以来、おおむね3年間経ちますけれども、このアンバンドルの判断基準に基づいて、幾つか課題が生じているというところをご紹介させていただきます。

S I Pサーバに実装されているNGN通信プラットフォーム機能という、上位レイヤーの多様なサービスを展開するための機能のオープン化に関しまして、下の表の右に①と書かれてございますけれども、要望が具体化していないということで、2008年当時には引き続き検討となっております。また、一番下でございまして、加入光ファイバの1分岐単位での接続料の設定ということで、これも接続委員会の方でオープン化の議論が進んでおりますけれども、こちらも振分スイッチというものの技術的な開発の困難性と、その実装にかかる費用の大きさという意味で、いわゆる技術的に可能という論点と、過度に経済的負担がないという論点、その論点2つに照らして、引き続き検討というような状況が続いております。

17ページでございまして、NGNを構築した2008年3月当時、さらには普及フェーズの現在までにおいては、まず具体的な提供形態やニーズが把握しやすい既存の機能、I P電話サービスにかかる機能などを細分化して、具体的な提供機能が明確でなかったNGN固有の機能、帯域制御機能については、事業者の創意工夫を阻害しない観点から、NGNのサービス開始段階では細分化の必要性がないと判断した経緯がございます。しかしながら、下の図にございまして、NGNはこれからP S T Nからのマイグレーションの進展の中に位置付けられていくことが想定されます。そうしますと、P S T Nにおける各機能をマイグレーションしていく場合に、どういうことをそれぞれNGNにおいて考えていかなければならないかという点、また、NGNを使って当初想定されていた創意工夫を生かした多様なサービスを生み出すための帯域制御のような機能について、どのように扱っていくかという点について、今後より検討を深めていくことが必要になるかと思われまます。

このように、NGNの段階的な発展に対応した後、マイグレーションの状況に対応した適切な制御を図ることが必要と考えられる状況になっているのではないかとということで、先ほどのアンバンドルの3つの基準についても、一定の整理が必要ではないかという問題提起がなされているところでございます。

続きまして、18ページ、3つ目の課題のハブ機能の在り方でございます。こちらはこれまでのP S T Nの競争環境整備、またNGNにおける環境の整備という観点と少し毛色が違うところでございますが、現在P S T Nにおいて、N T T東西が各社の相互接続機能などに合わせて、他社直取、C A T V事業者など、多数の事業者間での間接接続を実現するための、いわゆるハブ的な機能を実装する役割を担っているという状況につ

いて、今後のマイグレーションを踏まえて、その在り方をどう考えるかという点でございます。

PSTNからIP網へマイグレーションすることになりますと、NTTが現在担っている、中継交換機において各事業者のネットワークを間接的に接続するという、いわゆるハブ機能については、その在り方がどう位置づけられるかということが問題になってまいります。継続性、予見性の観点を重視すると、IP網同士の直接接続の課題を解決するために、IP網におけるハブ機能の在り方を整理しつつ、具体的な実現方法、多数事業者間接続における事業者間精算の仕組みなどについても、早期に検討に着手する重要性が高まっていると考えられます。以上、マイグレーションを踏まえて、今後のIP網において、同様にネットワークを構築していく場合における、いわゆるハブ機能の必要性、その担い手についてどう考えるかという論点でございます。

19ページでございますが、こちらは事業者ヒアリング、STNetなどの資料でもございましたけれども、仮に現在のハブ機能を廃してIP網においては対等など接続をした場合、この黄色い枠の下の右の欄に書かせていただきましたけれども、つまりメッシュ状に接続をした場合に、どういう影響があるかという点でございます。総務省で仮に試算をしてみますと、現在、電気通信番号の指定を受けている事業者がおおむね40社いるという状況でございますので、この40社が仮にすべてメッシュ状にそれぞれ1対1の接続を行った場合につきましては、おおむね780通りの接続協定ないしは780通りの伝送路の確保ということが必要になろうかと計算されます。それぞれの接続協定において、以下のPOIの場所、技術基準、接続料算定方法などの事項を検討していくこと、また伝送路の確保をしていく必要があるということになります。

他方で、仮にハブ機能を実現するという場合においても、これまでにない仕組みについての事業者間精算の仕組み、精算システムの開発・導入といったことが必要になってくるということでございますので、この点、ハブ機能をIP網で実現する場合に、その役割、必要性、コストなどをどう考えるかという点が、ここでの課題になろうかと思えます。

20ページにつきましては、これまでのヒアリングないしはヒアリングの後の追加質問への回答をまとめさせていただいております。いずれの競争事業者におきましても、大なり小なりNTT東西のPSTNを介して、他事業者との間接接続を実施しているという状況でございます。例えば、真ん中の段のイーアクセスをご覧くださいと、携

帯事業者同士は直接接続でございますけれども、真ん中のラインのNTT東西を介して、地方系キャリア、中継事業者、国際系キャリア、PHS事業者などと接続をしているという状況でございます。数的な面を申しますと、右の円グラフでございますが、いわゆるハブ機能を利用しているという意味の間接接続は、26社中20社に及んでいるという状況でございます。その他STネットにおきましても、プレゼンテーションで説明がございましたとおり、NTT西日本との接続を通じて、各社と間接接続を行っているという実態がございます。

これに対してNTT東西の追加質問への回答におきましては、まず実現できていないIP網同士の直接接続の実現が重要という視点がございまして、そういうIP網同士の接続が実現した場合には、ハブ機能についてどのように実現するのか、だれが主体となって提供するのか等について、関係事業者間でよく話し合って検討を進めていきたいという見解が示されているところでございます。

21ページはご参考でございますが、現在、PSTNを介して、例えば地方の九州の電気通信事業者が、東北の電気通信事業者と接続する場合においては、上の段でございますけれども、一番左の雲の自社網、その下に出ているオレンジの線がございまして、この接続事業者が負担する固定費というのは、オレンジの伝送路が中心になります。その他のNTT-PSTNとの接続料、または途中の中継事業者との接続料は、すべて従量制でございますので、使った量のみ払うという状況でございますが、仮にIP網に移行した後に、NGNを介した地域間同士の接続をするという場合においては、現在の相互接続点が、九州から見ると大阪が一番近いという状況でございまして、この伝送路部分は固定費として、接続事業者が負担するということになります。

また、このNGNを利用する場合においても、現在の中継局接続に関しましては、定額制でございます。つまり、実際の使用の量にかかわらず、固定費的に接続料がかかるという状況になっております。

22ページですが、いわゆるハブ機能の一環として位置づけさせていただきますが、緊急通報についての扱いでございます。電気通信事業者は、ヒアリングにおいても、緊急通報の義務づけを受けている中で、今後マイグレーションしていくことになる場合に、PSTNにおいて果たされていた緊急通報を仲介する機能をどう位置づけていくか、どう費用負担するかという点について懸念を持っております。電気通信事業者は、緊急通報を警察、消防などへ接続する機能を持つことを義務づけられております。実行上のネ

ネットワーク構成として、そういう緊急通報受理機関との間では、他事業者からNTT東西のPSTNないしはISDN回線を通じて、消防隊などへ緊急通報ネットワークとしてつながっているという状況でございます。

緊急通報自体は指令台への接続のみならず、位置特定、回線留保、かけ直しといった独特の機能を実装することが、電気通信事業法関連の規則で義務づけられております。これについて、実際に警察機関においては、すべてISDN回線でNTT東西とつながっており、消防機関においては、900のうち200でISDN回線、700でアナログ専用線、また、海上保安機関においては、すべての本部においてISDN回線でNTT東西のPSTNとつながっているという状況でございます。

このような状況にあつて、今後PSTNをIP網にマイグレーションしていくという計画が示されておりますが、これについて電気通信事業者やヒアリングにおいて、事業者等の関係者から、中長期的な視点で技術的な課題、経済的課題に対する懸念が示されているということで、IP網への円滑な移行の観点からどのように考えるかということでございます。

23ページでございますが、上の段でポンチ絵をかかせていただきましたけれども、現在、指令台の直前のところについては、ISDN回線並びにNTT東西のPSTNが最終的な受け皿になっているという実行上の位置づけがございます。これについて、例えばIP電話から緊急通報を流す場合においては、他事業者のIP網、NTT東西のNGNなどを介しながら、NTT東西のPSTNに抜けて、最後に指令台の方へ向かうという構成でございますが、この0AB～J-IP電話などにおいては、先ほどの固定電話、加入電話と同等の緊急通報機能、回線留保やかけ直しというものがそのまま実現できる状況ではございません。これについて、平成17年の情報通信審議会緊急通報機能等高度化委員会においては、0AB～J-IP電話におけるこのような緊急通報の技術基準を実質的に代替する技術的な条件を整理しているところでございまして、実際、0AB～J-IP電話から発信される緊急通報については、加入電話は全く同じ回線留保、かけ直しの技術状況ではございませんが、代替基準として認められている緊急通報機能によって、0AB～J-IP電話からの緊急通報が実現されているところでございます。

このような上の段から、今後PSTNが、例えばIP網へ入れかわるという場合に、下の段に移ってまいります。これまで指令台の直前ですべての緊急通報を受けていたNTT-PSTNがIP網に置きかわるということでございまして、このような場合に

においても、先ほどの情報通信審議会においては、技術的な条件は整理しておりまして、こういう移行に伴う技術的な対応はできる状況になってございます。

他方で、このIP網がどのような事業者が、どのようなネットワークを張るかということについては、これはその当時も状況は未整理ということでございますが、現在のPSTNにおけるNTTの緊急通報における役割と、今回のIP化に伴うネットワークの在り方における緊急通報の位置づけというところにつきましては、技術的課題を超えて、経済負担ないしは実行上の社会的な位置づけというところがどう整理されるかというところが論点になろうかと思っております。

最後に4つ目でございますが、IP網への移行に当たっての番号ポータビリティの実現というところでございます。現状におきましては、一番左の図でございますけれども、NTT東西のPSTNにおける番号から他事業者の契約に移った場合、NTT東西のIPから他事業者IP網へ移った場合には、それぞれ番号の持ち運びができるという、片方向番号ポータビリティというものが実現されているところでございます。今後、左側の点々で囲みましたNTT-PSTNがIP網へマイグレーションしていくということになりますが、その点について、移行期における番号持ち運びのシステムの在り方というところが課題になろうかと考えております。

ユーザー利便性の向上の観点からは、IP網における番号ポータビリティの実現については、可能な限り早期に双方向で実現すべきという意見と、将来的には双方向を目指すべきものの、公正競争の環境が整った段階から導入を検討すべきとの意見がございます。図の一番右にありますとおり、すべてIP網に置きかわった場合に双方向という意見と、またその移行期についてどう考えるかという点と、それぞれ意見が出ているところでございます。PSTNからIP網への移行に当たりまして、基本サービスの継続性、競争環境の整備などの観点から、NTT東西の0AB～J-IP電話から、競争事業者へのサービスへの番号ポータビリティ、番号持ち運びをどう実現すべきか。その場合に、NTT東西から競争事業者への片方向の移転とすべきか、これら相互間の双方向の移転とすべきかという点、また、IP網における番号ポータビリティについて、移行期、移行後のそれぞれにおいて、どのような形で実現すべきかという点が課題となっていると考えます。

25ページはご参考として、0AB～J-IP電話におけるNTT東西のシェアが、平成22年度現在66.7%。競争事業者におけるシェアが33.3%という状況でござ

いまして、依然一定程度のシェアを、NTT東西の0AB～J-I P電話が占めているという状況でございます。

26ページに関しましては、番号ポータビリティのもう一つの論点でございまして、競争事業者からヒアリングなどで示されたものでございますけれども、現在のNTT東西のPSTNにおきましては、收容局単位による番号持ち運びが行われております。左の図の黒い丸で書いております收容局、收容ビルがカバーする範囲の中での移転であれば、同一番号を持ち運ぶことができます。しかし、收容局をまたぐ移転に関しては番号が変わり、その限度での番号ポータビリティになってございます。

今後、IP化に伴って、端末系伝送路設備の管理機能における自由度が増すという状況を踏まえて、異なる收容局をまたいだ場合においても、同一番号区画内で番号の持ち運びができないかという要望が、接続事業者から出ているという点でございまして。これにつきましては、一番下の各社意見にございまして、今後の番号ポータビリティ、さらにはマイグレーションの側面を考えた場合には、ユーザー利便性、IP系サービスへの移行促進を実現する1つの手段として、このような收容ビルを超えた同一番号区画内での番号ポータビリティも1つの手段として有効という要望が出てございまして、NTT東西におきましても、IP網同士の直接接続の実現に合わせて、今後の検討課題と。また、その具体的な方法については、今後、事業者間での検討というような回答が寄せられているところでございます。

以上、これまでの提案募集ないし追加質問での事業者から示された論点をもとに、4つの分類でそれぞれ課題を整理させていただきました。

○大内課長補佐　　続きまして、資料4-2につきまして、簡単にご説明をしたいと思います。

4-2ということで、主要国におけるIP化等の状況についてでございます。前回会合でも諸外国の状況についてご質問がございましたので、詳細につきましては取りまとめまでの間にしっかりと精査をさせていただきたいと思っておりますけれども、本日は概略のみ、簡単にご説明をさせていただければと考えているところでございます。

資料をおめくりいただきますと、主要国におけるコア網のIP化等ということでございまして、上の四角でございまして、欧米の主要国において、コア網のIP化やアクセス回線の光化等が、ペースは違いながらも徐々に進展している状況でございます。他方、コア網のIP化への完全移行に向けまして、政府や各国の主要事業者が具体的な計画を

策定し、実施している例というのは、日本のようなレベルではほとんど存在しないというところではないかと考えているところでございまして、具体的な各国の状況を、以下記しているところでございます。

まずイギリスの状況でございますが、以下ブリティッシュテレコム（BT）の計画等でございます。2004年6月、BTは次世代コア網の21CNといった計画を発表しているところでございます。この内容ですが、コア網を2011年までに、PSTNからIP網（21CN）への移行を完了することを目標とし、アクセス回線については、基本的にはメタルでございまして、BTはADSL2+というふうに称しておりますが、下り最大24Mbpsといったものを想定しておりました。また、こうしたネットワークの簡素化により、年間10億ポンドの費用削減効果を期待するというところでございまして、実際には2006年から、こうしたコア網（21CN）の構築が開始されまして、2008年から巻き取りが開始されていると。途中経過としては、2009年9月時点で40%のコア網が21CNに移行しているという報告がなされているところでございまして、こうした状況を右側に模式化しているところでございます。

ただし、BTにおきましては、2010年でございますが、21CNのそれ以上の拡大を断念したところでございまして、移行はコア網というよりも、むしろアクセス回線の光化、NGAの敷設をより詳細に定め、目標としているところでございまして、コア網のNGNへの完全移行のスケジュールについては、現在未定となっております。また、アクセス回線でございますが、FTTHとFTTCのあわせ技といった感じでございますが、参考でございますが、2015年までにカバー率3分の2を目標とするといった計画が示されているところでございます。

続きましてドイツの状況について、ドイツテレコム（DTT）の計画でございます。2005年と書いてございますが、これは当初計画がオープンになった日付でございまして、実際に「テレコム2010イニシアティブ」という形で明確に位置づけられたのは、2007年3月でございます。後に一部修正とございますのは、2010年に一部修正がございました。その修正された内容でございますけれども、コア網を2015年までにIP網（NGF）への移行を完了する、またアクセス回線については、同様にFTTCとFTTHをあわせて敷設していくといった計画でございます。

このNGFというものは、2010年に商用サービスが開始されてございますが、これはnew generation factoryの略でございまして、コスト・効率性の向上を目的とす

るIPネットワークであると説明されているところでございます。また、FTTHのカバー率は、2012年時点で10%が目標とされているところでございます。

以上、IP化につきまして、過去計画が策定され、現在計画が進展している国を2つ挙げさせていただいたところでございます。以下、具体的な計画が、過去にも現在にもない国ということで、米国とフランスを挙げているところでございます。

まず米国でございますが、コア網のIP化については、移行スケジュールを設定している事業者は、現在のところ確認されておりません。以下、FCCの動きでございますが、まず2009年にFCCは、国家ブロードバンド計画に先立つ意見招請を実施しております。この中で、IP網の移行についてという項目がございましたが、これに対しまして、ほとんどの事業者はあまり意見を出していない訳でございますが、ここではAT&Tが出している意見を紹介します。FCCが移行期限を定めた上で、迅速に移行を行うべきであるといった意見を出しているところでございます。

続きまして、その翌年2010年3月に、FCCが国家ブロードバンド計画を議会に提出したところでございますが、その中で、2010年までのブロードバンドの提供が目的とされておりますけれども、同様に国としましては、これは開始時期を含むというふうにされておりますが、PSTNからIP網への移行について必要となる事項について、今後検討を始めるべきというふうに言及されているにとどまっております。

さらに2011年でございますが、FCCの技術的な諮問機関であるTACというところが、PSTNからIP網への移行スケジュールを提示すべきということで、例示ではございますが、2018年といったスケジュールを設定しているものもございます。

続きましてフランスですが、フランスにおきましては、2010年6月に「国家超高速ブロードバンド計画」といったものが策定されておまして、2025年までに100%のFTTxカバー率が目標とされております。また、2011年以降に新規に建築された建物に対する光ファイバ敷設の義務化、また補助金もあり、さまざまな計画ですとか、施策が実施されている状況ではございますけれども、IP化につきましては、特段の計画はございません。

以上、主要国の状況でございますが、次のページは、主要国におけるネットワーク関連の指標でございます。おなじみの数字も多いかと思っておりますけれども、ごく簡単にご説明をしますと、左上から、まず各国におけるDSLの整備率はほぼ完了しているといった状況でございますので、そういった意味では、コア網のIPのカバー率は相当程度進

んでいるのではないかと考えられるところでございます。

続きまして右上でございますが、ただし多くの国でアクセスの光化といったものはようやく始まったばかりでございまして、中でも日本と韓国が突き抜けているといった状況がおわかりになるかと思えます。

続きまして左下でございまして、ブロードバンド市場における光契約率でございまして、同様に日本と韓国を除きまして、光契約率はおおむね低水準であると。ただ、右下にございますけれども、各国におけるIP電話の加入者数ということで、VoIPの加入者数の各国比較を載せておりますが、各国とも徐々に拡大しているといった状況を示しているところでございます。諸外国については、以上でございます。

○東海主査 ありがとうございます。今、ご覧いただきました資料4-2の諸外国のIP化等の状況についてのご報告、前回ご質問いただいたばかりでありながら、早速ご対応いただきましてありがとうございます。ただ、お話がございましたように、現状でのお手持ちの資料を急いでお作りいただいただけでございますので、我々が報告書の議論をするという段階までには、その他の関心ある国やら、あるいはその他の政策、施策といったことについても、少し中身を充実させていただければありがたいと思っております。諸外国の問題、資料4-2に関係して、何かご質問ございますか。

○北委員 イギリスの2009年9月、40%が21CNへ移行とありますけれども、この40%というのはどういう定義で、同じ定義で言うと、日本は今何%と言えるのでしょうか。

○大内課長補佐 これにつきましては、まずBTの公表している数字であり、PSTNラインのマイグレーションが40%ということでございますので、これは音声ではなくてほとんどデータだと思えますけれども、いわゆるコア網部分について、NGNに巻き取られているという率が40%に至ったということでございます。これは、当初目標は60%でございましたけれども、実績としては40%が21CNに完全に移行したという状況でございますので、右側のモード化でいいますと、赤が上に覆い被さっているという状況、この部分が40%になったと理解をしているところでございます。

○北委員 その同じ意味で言うと、日本は何%と言えるのですか。

○大内課長補佐 日本は巻き取りをまだ開始してございませんので、そういう意味では、日本には同様の数字はないのではないかと考えられるところでございます。

○東海主査 いかがですか。

○東海主査　　またお調べいただいております、後日お話しいただくということでいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

他にいかがでございますか。本題ではありませんけれども。

もしよろしければ、きょうの本論の方に入ってご議論をいただきたいと思います。表紙をおめくりいただいた資料4-1のところ、事業者対応の問題を大きく4つに分けていただいております。もちろんこの形でフィックスするという意味ではございませんが、報告書づくりに至るまでにはいろいろな論点整理をしたりしながら、また足りないところがあれば加えたり、これは特に確認するだけのものでよいということであれば、そのような書きぶりにしたいということでございますし、また本日の議論が結論になるというところまでは至っていないというところでございます。利用者対応の際にも確認をいたしました、基本的な視座といえましょうか、継続性、予見性、透明性、そして発展性、柔軟性といった3つの視点というのは、事業者対応を議論するに際しても、基本の軸になるだろうなと思いつつ、今、聞かせていただいたところです。

しかしながら、事業者対応の問題になりますと、やはり急遽これまで十何年かけて競争事業政策やら、あるいは接続政策やらいろいろと議論をしてルールづくりをしてきたPSTNに係るこの問題を、果たしてどんなふうにしてIP化、あるいはブロードバンド化の中の仕組み、ネットワークの構造の中に持ち込んでいけるか。あるいは、持ち込んでいけないので、新しく違った形でもってつくらなければならないのかといったような点について議論をしていかなければならないということ、つくづく理解させられたところでございます。

自由にご発言いただくということではありますが、とりあえず違った問題を錯綜してお話しいただくよりも、せつかく4つに分けてございますので、4つのパートで何か確認やら、あるいはご発言やらあればと思っております。まず1番のPSTNにおける競争環境の維持という問題で4つございます。ここも4つに分かれておりますので、これまでPSTNの問題で随分と、場合によっては紛争処理といった問題まで持ち込まれたコロケーションルールの問題に関連して、何かご発言いただくところはございますでしょうか。次の3と4、5、6といったところがこの問題でございます。

私から1つ、データのことをお聞きしたいのですけれども、3ページを拝見すると、NTTのビルが、メタル用設備という位置づけをする、色づけをするようなビルと、それから、光用設備になっているというような建物というふうに分けられるかのように見

える図なのですが、現在のNTTのファイバの光化ではなくて、建物の光化と言うんですかね、何て言ったらいいんでしょうかね、設備の進捗状況とかということについて、データをお持ちでしょうか。

○安東課長補佐 建物自体の具体的なデータは持ち合わせておりませんが、どのビルにおきましても、基本的にはメタルの設備を収容するものと、光の設備を収容するものと、両方収容することが基本でございますので、そのビルの床の上でどのような設備を置いていくかという、床の中での配置の問題が、それぞれのビルで起こっていると考えられます。

○東海主査 そうですか。そうすると、すべてのビルが、特に大きな建てかえ等の必要性を持たずに、光コロケーションのことに対応可能という理解でよろしいですか。

○安東課長補佐 必ずしも建てかえが必要ではないというところではございませんが、例えば、PSTNの交換機を、専門用語で恐縮ですが、D70から新ノードというものに置きかえた場合には、その交換機自体が小さくなるということがございます。そうすると、そこにスペースができるということで、PSTNにおける通信設備の更改によってできるスペース、また、PSTNにおけるDSLAMなどの各種設備が重要な需要の減に応じて減っていくというところにおける設備の、またコロケーション設備のスペースの余剰というようなこともございます。ざっくり申しますと、ビルの中でもマイグレーションが起こっているという部分は、若干存在するというふうに認識しております。

○東海主査 少しわかりました。どうぞ、そんなことも参考に、ご質問いただければと思います。

○井手委員 では、よろしいですか。PSTNの競争環境の維持というところで、1番目から4番目まで示されておりますけれども、私は基本的に、PSTNにとどまることによって、当然コストが上昇することもある訳で、なるべく早くNGNに移行した方が安いですよというインセンティブを本来与えて、NGNにスムーズに早く移行できるようにする仕組みというのを、本来つくるべきだというふうに個人的には思っている訳です。

ここにコロケーション設備の減設に伴うコストの見直しとか、①、②、③とありますけれども、これは基本的に細かいことであり、本来事業者間の協議の中でやるべきことで、私どもがここでどういうことを議論したらいいかという、なるべくコストは安い方が接続事業者にとってはいいというのはわかるのですが、一方でNTT東西に

しても、一方でPSTNの競争環境を維持しなければいけない。一方でNGNのオープン化を維持しなきゃいけないという状況ですから、私は基本的になるべく早く移行できるような仕組みを考えるというのが、本来のここでの議論の本筋ではないかなという印象を受けています。

○東海主査 先生のおっしゃることは基本的にそのとおりだと思うのですが、この委員会の役割というのは、現在の状況から、IP化に完全ということはないのですが、ほぼIP化と認識できる状況への、その真ん中のところにさまざまなコンフリクトが出てくるということを少し整理して、そのことについて、どういう考え方が必要なかと議論することかと思えます。今まではコロケーションの問題にしても、皆がアクセス、接続するために、コロケーションのルールをしっかりとやらなければ、そこで大きな混乱が起こってきたら足りない。あるいは、だれか買い占めではないけれども、占有し過ぎてしまったとか、さまざまなことが紛争の中でも出てきていた訳ですが、今度は逆に切り替えるという形で、片や減らして、片や今度新しいものを設置するというような、今までにない環境が出てきているのではないかなと。

それをすっといく訳ではないのですが、何かスムーズにやっていくルールを設定しておかないと、競争事業者というのは必ずしも一様でなくて、大変大きな競争事業者もおられれば、地方の競争事業者という形でもって位置づけなきゃならない方々もいらっしゃるし、あるいは上位レイヤーにいらっしゃる方たちとの関係をどうするかといったような、いろいろな多様な事業者の方々の配慮をしながら検討するという事なので、今、事務局にはこういう形でもって、おっしゃるとおり大変細かい部分ではありますが、問題点として指摘をしていただいているというところかと思うのですが。

○井手委員 では、そういうことであればわかりましたけれども、ここの議論でそういうルールまでを決めるという考えで、そう理解してよろしいでしょうか。

○東海主査 ルールというのが、例えば算式まで決めるのかとかということまでいかどうかではなくて、例えば、ここに出ております4ページであれば、減設というような状況が出てきたときには、コストが二重負担になるような形は避けるためにはどうするのかとか、そういう形を方向づけだけしていくということになるのではないかと思います。後で事務局に確認したいと思いますが、具体的な展開については、場合によってはもう少し、例えば接続委員会というのがあるのかな。そういう場もあると思いますし、そういうところでやるべきですが、この委員会では、どちらかという方向はこ

ういう向きであるという整理をすればいいという理解でいいでしょうか。

○安東課長補佐 実際には主査がおっしゃられますとおり、コロケーションの先ほどの算定方法などは、接続約款において詳細に規定されております。それぞれ最終的には細かい規定をどう見るかというところもございませし、これはこれで突っ込んだ整理をするという部分がございますが、この資料は、そこまでを意図するものではございません。

○東海主査 そんなところでよろしゅうございませうか。他にいかがでしょうか。どうぞ。

○石井委員 1番と2番の競争環境の整備に関する部分との関わりでお伺いしたいことがあります。ここ十数年、固定電話の契約者数が減少して、携帯利用者が鰻上りになっているという状況がある訳ですけれども、2025年の段階の固定の利用者、契約者数がどれぐらいの推定であって、その中でもコア網をIP化するということがどれぐらいの社会的影響力を持つのか。そういう予測値を出していただいた上で議論をすると、電話網全体の中の、今回のここでの議論の位置づけというのがもう少しはっきりしてくるのかなと思います。

現在でも、スカイプのような設備を使わないサービスも利用拡大中であるということも考えると、設備競争以外の部分というのも重要になってくるのではないかと、競争環境を整備する上で設備競争以外の部分で検討すべき事項があるかどうかということも、課題として検討するという案があろうかと思われませ。

それからもう一つありませ、今、井手先生からもご指摘がありましたけれども、一番の論点、課題というのは、事業者間の協議で決めるべき部分も多くあるかと思われませ。それに加えて、コア網のIP化自体をストライクゾーンとするような競争環境、設備にかかわるような論点があるかどうか。足回り回線の光化に係る部分や、マイラインというのは利用者向けサービスに係るところも大きい訳ですし、ほかにも、マイグレーションに対応したコロケーションルールというのは、設備貸借の在り方といった辺りかと思われませので、足回り回線の光化とコア網のIP化という切り分けがもう少し明確にできるかどうかという辺りも、質問のようになりませけれども、お伺いしたいと思われませ。

○東海主査 フェーズの異なる部分のご質問がご一緒でしたので、私からはちょっと答えにくいので、そちらでちょっと少し整理していただけますか。

○安東課長補佐 大きく分けて2つご質問、ご指摘があったと理解してございませ。1つ

は、固定電話契約数が下がって携帯電話契約数が上がっている中で、2025年の段階での固定の契約数がどのぐらいで、コア網、IP化がどの程度のインパクトを持つかという予測値を示して議論をしていくべきではないかということ。スカイプの動向も、その例示にしながらということかと思えます。2025年の契約動向に関しましては、やはり競争の激しい状況において、具体的にどれぐらいに契約数が移行しますかというところを正確に示すことは、まだ難しい状況でございますが、現在のトレンドで申しますと、固定電話に関して、徐々に契約数が減っているということは、先ほどのメタルのコスト検証の中でも提示をさせていただきまして、現在3,300万あたりまで契約数が下がっております。携帯電話に関しては、1億契約を超えている状況が長く続いているというところでございます。

このような状況で、今後2025年を見据えてというところは、まだ正直データを持ち合わせていないというところがございますので、この点についてどう整理すればいいかは、今後考えていかなければいけないと思っております。ただ、いずれにせよ、2025年までの先行きを見据えつつも、まずは現時点のマイグレーションに係る課題を整理することは必要になってくると思っております。

もう1点いただいておりますのが、事業者間協議で決めるべき点が多いということでございます。コア網のIP化自体を論点とすべきであって、マイライン、メタル回線等というのは、コア網のIP化からすれば、少し別の論点ではないかということでございますけれども、例えば、マイラインに関しましても、実際にPSTNで提供されている機能を、IP網であるNGNでマイライン相当サービスとして実現するべきかどうかという論点でございますので、必ずしもコア網のIP化の論点とは関係ないものではないと考えられます。

また、NGNのそれぞれの受け皿側の議論において、PSTNでできていたことをNGNでどう実現するかという観点から、それぞれ事業者の提案が出ているということを考えますと、こちらにおいても、実質的にPSTNからNGNに移った場合の競争環境をどう維持・発展していくかという、形を変えて、そちら側で議論をされているというふうにご理解をいただくことによって、コア網のIP化ということに伴う課題も、一定程度すくい上げていくというふうにご考えさせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○石井委員　　おおむね理解したつもりでありますけれども。設備競争以外の部分の競争

環境の整備に関して、何か検討すべき事項というものはあるのでしょうか。スカイプのようなサービスも出てきているという状況がある訳です。

- 東海主査 競争環境の問題については、基本的には少し事業者の間でも考え方の違いがございまして、もともと日本の電気通信産業というのは、設備競争からスタートしているのは言うまでもないところだと思います。しかしながら、新しいいろいろなネットワークの発展、特にこういうNGN等の発展によって、設備を持たずにサービスで市場に参加をしていくというパターンが非常に多くなってきている訳でございます。したがって、この委員会ということに限らず、どのような問題を議論するに際しても、そういったところの対立したご意見というのが、ヒアリングもしくはその他いろいろなところで聞かれる訳でございます。

そして、この委員会の中でも、そのものが関わるであろうという、先ほど上位レイヤーの話が出ましたけれども、そういったところの問題についても少し配慮したルールづくりの方向性をしていかないと、今の状況には合いませんねということになる訳で、決して設備競争を前提にして議論を進めるということではないのではないかと、私は理解いたしておりますが。どうぞ、事務局、足りなければ。

- 安東課長補佐 基本的にそのとおりでございます。NGNにおいて発展する、多様なサービスを提供することが期待されているNGNにおいて、スカイプも含まれると思いますが、上位レイヤーにおける多様なサービスの展開の在り方ということが含まれて議論されるものというふうに理解をしております。

- 石井委員 はい。

- 東海主査 よろしゅうございますか。他にいかがでしょうか。この1番あたり、PSTNの競争環境の問題。

- 長田委員 よろしいですか。この1番のところでは挙げられているところで何点か質問です。まず電力料のところなのですが、今、電力は節電しなければならない状態の中で、一番右下のNTT東日本さんが、減設したカードに誤って電流が流れないように、物理的な対応が必要と書いていらっしゃるのですけれども、現状、最大電力で契約をしていて、全部使っていない部分に関して、電力を流しておられるのかどうか。そういう非常に無駄なことをしておられるのか、それとも誤って流れないようにだから、普通はもう流していないのかです。いずれにしろ、多分大きな接続事業者さんは、ご自分たちでメーターを取り付けて、実測で支払いをしている現状の中、小規模の接続事業者さんたちは、

こうやって最大電力量の支払いを義務づけられるというのは、ちょっとおかしいのではないかと思いますし、これからの電力の節電のことを考えても、ここは使った分だけ払うというルールが何とか確保できないかなと、技術的にどうなのかということは置いて、そのように思います。

コロケーション設備の撤去のところも、転用に要する期間が6カ月だということで、そういうルールがかつて必要だったのかもしれませんが、先ほどのお話にも出ていたように、電話網のPSTNの設備と光の設備はサイズが全然違います。見学に行ったときに見て、こんなに違うのかというのを思った覚えもあるのですが、不要になった場合、撤去したときに、本当に必要な期間の分の支払いがあるかもしれませんが、いつまでも6カ月ということにずっと拘っていく必要はなくて、それが例えば、光のコロケーション設備を置くということであれば、そちらにスムーズに切り替えていくということによいのではないかなと思いました。

○東海主査　いずれのご質問といいたいでしょうかご意見も、私は、現場での電力の、NTTさんの節電の仕方、切り替えとかいろいろな方法があつて、おっしゃられたように無駄を承知しながらどんどん最大でやっているとは必ずしも思えませんが、そういう状況、安全とかそういうことも含めてやらなければいけない電力の供給というものも、当然やりながらやってきているのであろうと思います。そういう意味で、過去の事例の中でやってきたことが、今度は新しいIP化のために切り替わっていくという状況の変化があるのであろうと思います。

そういう意味で、4ページの減設の問題にしても、今ご指摘のあったところの6カ月問題も。この6カ月というのも、マイグレーションといいたいでしょうか、その状況を想定した6カ月調整ではないはずだと思います、転用というものに関しては。ですから、これは新しくしっかりとした分析をしていただかなければ、この6カ月ルールというのはそのまま使えるとは思えません。より合理的な、新しい環境が出てきていることに対応するデータを集積していただいた対応とルールづくりということは、ぜひやってほしいという意見は、我々の中ではまとまるのではないかと思います。

○長田委員　そうですね。マイラインのところも、ほんとうに普通一般の家庭で、マイラインを選択することを結構負担に思っている人たちが多くいました。それでいろいろ誘われたり、いろいろなところからお声をかけられたりして困っていた人もいて、あんなに大騒ぎしてマイラインやって、でも結局、それ以降通話料が全く変わっていないと

いうのは悲しい現実ですが。やっぱり今後も何かこういう形で競争がきちんと入っていく形で、かつそれが1回お祭りして、その後変わらないのではなく、常に競争が起こっていくような形での何か新しい仕組みというのは、ぜひ検討していただきたいと思います。

○東海主査　　そうですね。おっしゃられるとおりでと思います。

どうぞ。

○井手委員　　マイラインのところですけども、ちょっと不勉強でよくわからないんですけども、7ページのところで、黄色に囲っているところで、「NGNにおける電話サービス実現のため、帯域制御機能のアンバンドルの実現」と書かれています。この意味がちょっとよくわからないんですけども。そういうことを実現して、マイグレーション移行後の競争環境の在り方というのをどう考えるかということが、先ほどちょっと出ましたように、VoIPとかスカイプとかグーグルトークとか、無料で通話ができるようなサービスがどんどん出てきている中で、こういうマイラインにしがみついているというか、競争事業者がこういうものにしがみつく理由というのは、何かあるのかと。そのために、マイライン相当のサービスをするために、帯域制御のアンバンドルをやることの意義というのがよくわからないので、その点ちょっと教えていただければと思います。

○東海主査　　いかがでしょう。

○安東課長補佐　　マイラインに関しては、登録ユーザーも減っておりますけれど、まだ一定程度は残っております。他方で、ご指摘のとおり、今マイラインがさらに伸びゆくサービスとして必要かという議論はあると思いますけれども、それではNGNなどIP網に移った場合での競争の受け皿が、今現在存在するかというと、そこも難しいという状況であります。この点、加入電話の減に伴ってマイラインがそのまま減っていくということについて、そのNGNにおける受け皿をどうしていくかという点が、1つ論点になろうかというところでございます。

その点で、競争事業者からNGNにおける電話サービスの実現という意味で、帯域制御機能のアンバンドルでございますが、こちらは参考資料の34ページをごらんいただければと思います。NGNにおきましての提案が1点出ておりまして、NGNにおいて、電話サービスを提供しようという場合に、NTTのNGNネットワークと、各競争事業者のネットワークを直接つないだ上で、ユーザー同士の光IP電話を実現するというこ

とによって、マイライン相当とか、マイラインに対応する受け皿のサービスを今後見出ししていきたいという意見が、フュージョンからの追加質問への回答の中で示されているところでございます。こちらにつきましては、今日ただいま技術的に実現している、実装している状況ではございませんので、実際にNGNの各種機能の細分化ないしは技術的条件を整理していくということが必要だという認識を踏まえて、フュージョンの方からこのような提案が出ております。

いずれにせよ、その受け皿としてのNGNなりIP網において受け皿となるものが今現在ない中で、今後マイラインに登録されているユーザーないしそれを抱えている事業者としてどう考えていくかという点が、接続事業者から懸念として示されていると理解をしております。

○東海主査　いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

どうぞ。

○北委員　今の34ページのフュージョンさんからの要望、帯域制御機能のアンバンドル化というのは、15、16ページのところなのですが、3つの要件という意味では、現時点では満たされていないと考えた方がいいのでしょうか。

○安東課長補佐　帯域制御に関しましては、14ページも参考になりますので、そこをご紹介させていただきます。14ページで、帯域制御というのは、いわゆる通信プラットフォーム機能の一部と認識をされておまして、その表の下のオープン化の欄で、セッション制御機能等というところが実質帯域制御機能を含んでいる概念でありますけれども、これをオープン化すべきということで、NGNの制御サーバであるSIPサーバというものが、NGNのIP網の中に実装されております。その一部の機能であるセッション制御機能、帯域制御機能を細分化して使えるようにするということがございますが、当時NGN答申、2008年当時のNTT東西の見解としては、このような機能は、プラットフォームに該当する機能ではなく、通信制御機能として常に一体として提供されるもので、一部機能だけをアンバンドルして、細分化して提供することは困難であるという見解が示されているところでございます。これについて、3要件に照らして言うと、技術的に困難、ないしは当時では具体的な要望というその点で、見解が示されていると理解をしています。

○東海主査　いかがでしょうか。

○北委員　その少し先の議論になりますけれども、この3条件の中で技術的に可能か不

可能かというのは、結構わかりやすいと思います。過度な経済的な負担の過度というのはどのぐらいなのというのも、1番目の具体的な要望がある、ということに比べれば、まだ金額で示せるという意味では分かりやすく、具体的な要望があるということが、どのぐらい具体的でないといけないのかという定義がなされていない訳です。この議論は2004、5年ぐらいから、NGNに何を実装するかを議論していたときから、どの機能をアンバンドルするのかという議論の中でも起こっていたことで、接続事業者さんが、こういうことを要望しても、NTTさんはもっと具体的な要望がなければできませんよと主張してきており、ではNTTさんが主導的にアンバンドルしてくださいと言うと、今度は、何のアンバンドルを要望しているのか言ってくれないとできないという。これが何年続いているか。もう7、8年続いている訳です。

具体的のところを具体的に定義する、言葉を定義するというのは非常に難しいことだと思いますけれども、何らかの基準をここに設けないと、先に進まないと思います。

○東海主査　ご意見よくわかります。

他にいかがでしょうか。ちょっと私の関係するところで、9ページのメタル回線のコストの検証というところですが、黄色い枠の中の下から2行目に、3つお書きいただいています。未利用芯線コストの扱い、メタルの耐用年数、それから、配賦方法、3つ掲げられているのですが、この3つが問題になる可能性があるかもしれないので、どう考えたらいいかという問題提起と思っておりますけれども、これは真ん中の移行期を意識しているという理解でいいのですか。

○安東課長補佐　はい、そのとおりです。

○東海主査　そうですね。そうすると、未利用芯線コストの扱って、今までの左の状況の中での未利用という部分は、使うかもしれないという可能性を残した未利用なのですか。

○安東課長補佐　はい。

○東海主査　ところが、こちらの段階になってくると、移行することだから余ってきているという意味の未利用なのでして、そうやってきたときには、それなりのコストの事業者負担を考えないと、これは場合によっては、二重取りとは言いませんけれども、適正なコスト算定になっていないと思います。

それから、真ん中の耐用年数の問題についても、片やLRICでやっている経済的耐用年数という考え方が存在をしながら、こちらのNGNというコスト算定がLRIC

Cでやっていません。ですから、比較的そういう矛盾が出てきてしまっている。ところが、これからのLRICの在り方か、あるいは新LRICかわかりませんが、IPを前提とした中でのそういったバーチャルな想定モデルということの議論をし始めるかどうかかわかりませんが、することを前提にしなければ、結果的にその問題は解決できないと思います。ですから、そこの辺りでもって調和させていかなければ、明らかにこの移行期の中では矛盾が起こってくるということは、おっしゃるとおりです。

それから、配賦方法。これにしたら、もっと問題が大きいと思います。明らかにPSTNによりかかった形での配賦の基準づくりをしているはずですが、どこの国でしたっけ、フランスでしたっけ、イギリスでしたっけ。

○安東課長補佐　フランスです。

○東海主査　フランスがとらえた配賦基準が適切かどうかはわかりませんが、日本の移行期の中での配賦基準のありようを議論しなければ、これは明らかにPSTNよりのコスト負担になってきて、これはうまくないでしょうと。理屈から言えばそうですね。ただし、あえて政策的にNGNに負担させないとかいう意図があれば別ですが、その意図を別にすればこういう考え方で、やはりこれはじっくりとしっかりと議論をすべき課題ではないかなという気が、私はしております。これは私の個人的な見解です。

1番のところを中心にやってまいりましたが、1番も含めて、2番が、今度はPSTNにおける環境維持という問題ではなくて、NGNという新しい状況での競争環境の整備という問題で議論をしていただきたいと思います。これは11ページ、12ページあたり、17ページあたりまでで、少し問題提起がされております。つまり、新しい公正市場環境づくりというものを意識した場合には、こんな問題があるであろうということです。いかがでございましょうか。

16ページあたりで、先ほど北委員でしたか、事業者の要望が具体化していないからという形でもって、NTTがアンバンドル等の対応がまだ未成熟な状況にあるという問題が幾つか指摘されているということについてはどうだろうかという話があったのですが、その要望が具体化していないという意味というのは、これはもう少し具体的に言うと、どういう意味になるのでしょうか。

○安東課長補佐　非常に表現が難しいところですが、例えば先ほどの帯域制御機能をアンバンドルしてほしいという要望があるとします。これにもし具体性がないと

いう場合においては、帯域制御機能というのは、SIPサーバにおいてはどのような部分を指すのでしょうか、どういうふうに切り出せばいいのでしょうかという意味での具体的な部分です。細分化の具体的な形が見えないという部分もあろうかと思えます。また、別の論点で申しますと、GC接続類似機能というものを16ページで示しておりまして、これはPSTNにおけるGC階梯交換機で接続していたものを、NGNにおいては対応する収容ルータで接続点がないという点でございます。同様の接続をアンバンドルしてほしいという要望はあるのですけれども、それを収容ルータでどうやって実現するのかという点がもう少し具体的に見えてこないという点があるということであったり、そこは技術的な具体性ないしは、もう少し要望の具体性、いろいろなものが相まった具体性ということでございますが、例を挙げますと、このようなお話があろうかと思っております。

○東海主査 NGNの商用化は2008年ぐらいでしたっけね。

○安東課長補佐 2008年3月です。

○東海主査 2008年辺りのときとか、9年、10年ぐらいまでは、まだNGNが商用開始して間もないということで、接続料問題も含めてですけれども、まだNGNについては先送りするという状況が多かったと思います。しかしながら、ここまで議論が進んできて、もう移行期に入ってきてつつある。きているかどうかは人によって違うかもしれません。そして、ファイナルの到達点、着地点が、そういうNGNを中核としたネットワーク構造になるということになってくると、いろいろな意味において弾力的な事業者への対応を可能にする仕組みの答えが、これは、現在はこのぐらいの市場しかなくて、これに対応することは大変コスト高になりますとか、あるいは、これについてはかなりの競争環境の中にあるものですから、しっかりとしたアンバンドルの過程を経てコスト算定をするような形をとれるような方策を見つけ出すというような方向へ答えが整理されていかないと、前に進んでいかないのであろうと思えます。

ところが、これはさっき北委員が指摘されたことと同様に、現状においてもまだふわふわとしてファジーなままになっていて、お互いに綱引きをするというような状況の答えが多過ぎるのですが、なるべくそういうことに対しては、少し前向きに一步進む、二歩進むという流れをつくっていく必要があるような方向づけに、もし委員の方が賛同されるならば、この委員会でも少しプッシュする必要があるんじゃないかという気はしております。

他にいかがでございましょうか。あるいは、3番目に、実はハブ機能の問題が入っていますので、それも含めて番号ポータビリティの問題、ご意見がありましたらどうぞ。

○長田委員　このオープン化について、いろいろな競争事業者さんからずっと要望が出されているものが全然実現してこないというのも、私も何度かヒアリングの場でも聞いてきておりますけれども、やはりここが進まないと、これからのNGNにおける競争というのは、多分実現しないのだと思います。これはやはり技術的な、具体的な提案がなければというようなことを言っている場合ではなく、みんなが力を合わせて具体化していくために何をすればいいのかというふうに、ぜひ進めていただきたいと思っています。ハブのところも、この間のヒアリングでも、やはりハブ機能は必要だという要望は強くありましたし、資料を見ている限り、私も絶対に必要だろうと思いますので、これもぜひ実現に向けて具体的に進めていただきたいなと思います。

○東海主査　関係して、他の方、ご意見ございませんか。どうぞ。

○井手委員　今、お話のあったハブ機能ですけれども、19ページ、20ページを見て、各競争事業者でハブ機能の重要性というのが指摘されていますので、これはメッシュで相互接続するというのは、時間的にも、それから費用的にも非常に非効率だということで、おそらく効率的なハブ機能を持つということについては異論はないと思うんです。20ページのソフトバンクさんの意見では、どの事業者が当該機能を提供するかについて、事業者間で十分議論を行った上で決定すべきであると。他の事業者は、NTTにハブ機能を持ってもらうというのが一番いいという。

世界のいろいろな通信事業を見ても、最大の通信事業者がハブ機能を持つということが非常に趨勢としてある訳で、これが一番効率的だということを考えたときに、NTT東西の考え方は、もちろん自分がやるとは書いてないんですけれども、関係者、事業者間でよく話し合っただけで検討を進めていきますというふうに書いていますので、NTT東西がこういうハブ機能を持つとすれば、これによって接続事業者は、時間的、費用的、いろいろなコスト削減等の便益を受ける訳ですから、これもやっぱり事業者間でどういう費用負担をするか。その辺のきちとした議論を、事業者間でやるべきなのかなという印象を持ちました。

○東海主査　事業者間というのは、個別の事業……。

○井手委員　ここで言う、だれがハブ機能を持つかということも十分議論しないといけないということですが、例えば、NTT東西がハブ機能を持つとしたときに、当

然中小事業者も地方の事業者もですが、すべて接続事業者というのは便益を受ける訳ですから、それなりのみんなで応分の負担をするという仕組みというのはつくらないといけないだろうとは思いますが。そのときには、こういう接続事業者、あるいはハブ機能を持つ通信事業者間で、その辺の協議をやるべきなのかなという印象を持っています。

○東海主査　ただ、さまざまな意味で、どうですか。事務局にちょっとお聞きしたいのですけれども、ここで言うハブ機能という議論というのは、NTT東西にハブ機能を持ってもらうこと以外のことを考えていますか。

○安東課長補佐　ここでは、ハブの必要性と、その担い手をどう考えるかという課題の提起をさせていただいております。各事業者におきましては、ソフトバンクはだれが持つかというのは十分に議論すべきと主張しているのに対し、他の事業者においては、NTTの現在のPSTNにおけるハブを重視し、IP網においても同様にハブ機能を担うべきという趣旨の意見を述べておりますので、こういう状況を踏まえてのご議論をお願いします。IP網時代に、ネットワークをどう効率的につくっていくか。それをマイグレーションとの関連でどう位置づけるかというところが、ここでの大きな意味での認識の整理になろうかと思っております。

○東海主査　そうすると、では幾つかの方法があるということですね。NTT東西がハブ機能を持つというケースが1つあり、それから、そうじゃなくて、みんなで共有するよと。

○安東課長補佐　おそらく井手先生がおっしゃっておられるのは、もし仮にNTTが持ったとしても、その投資というものについては、各便益を受ける事業者でそれぞれ応分の負担の在り方を考えるべきというご主張かと思いますが、そこはそういうケースも想定されると思います。いろいろなケースがあり得ると思っておりますが、少なくともPSTNにおけるハブを提供しているNTTの現実を踏まえて、今後どう考えていくかというところは、担い手、必要性についてご議論を深めていただければというふうに思っております。ただ、どうすればいいかという点については、まだ事務局としては明確には持ち合わせていないところでございます。

○東海主査　はい、わかりました。その程度にしておきましょう。ソフトバンクさんが心配されているのは、最後の部分というのは、NTT東西がハブ機能を持つということになると、またNTTがある意味でのドミナントのような形になってきて、そこに公正競争が果たして働くだらうかというようなことの……。

- 井手委員 懸念。
- 東海主査 懸念も持たれている訳ですね。
- 井手委員 ええ。
- 東海主査 そうでないような仕組みはないだろうか。
- 井手委員 ええ。だから、現実的に他の事業者は、NTT東西がハブ機能を持つような書き方をしているので、確かにハブ機能を持ったときに、ソフトバンクさんが言われるような懸念が当然考えられるので、その問題をどういうふうに回避するかという点については、やっぱり議論をしないといけないと思います。ハブ機能を持つことについて、効率的なあれですから、異論はないと。では、だれが持つかということ、NTT東西の考え方の中では、だれが主体となって提供するかというのは、事業者間で話し合っただけで決めますというふうに書いてはいますが、おそらくNTT東西でしょう。そういうところで、ではそこでどういう問題が生じてくるかというのは、やっぱり検討しなければいけないと思います。
- 東海主査 はい、わかりました。
- 4番目の番号ポータビリティを含めて、どうぞご質問をお願いしたいと思います。
- 北委員 ちょっとさっきのハブのところ。
- 東海主査 どうぞ。
- 北委員 これはまた事務局への宿題で申し訳ないですけども、イギリスとかフランス、ドイツ等で、このハブ機能に関してのどんな議論、あるいはどんな実態があるのかも、あわせて調べていただけるとありがたいです。
- 大内課長補佐 承知しました。
- 東海主査 全体を見渡していただいて、何かご質問ございましょうか。
- 長田さん、番号ポータビリティについては、利用者というサイドでは、これのメリット、デメリットということで、デメリットというのが話題になるということがあるんじゃないかな。
- 長田委員 特に……。
- 東海主査 あまりないですよ。
- 長田委員 ええ。ここで片側だけ先にやるかということが1つあるのかと思うんですけども、そこは利用者からすれば、最初から双方向という方がずっと利便性は高まる。いろいろな事情で事業者を変える場合が想定されますので、いろいろな考え方があ

るかもしれませんが、初めから双方向を目指していただければいいと思います。

- 東海主査 最終の着地点では、双方向で全部やる訳ですからね。
- 長田委員 そうです。とりあえずは移る、一番主体的な選択をするときに、片側しかないというのは、選択権から言えば非常に偏るのではないかと思います。
- 東海主査 そうですね。また移行期には、I P問題とP S T N問題が混ざってきますからね。
- 長田委員 はい。
- 東海主査 いかがでございましょう。お願いします。
- 石井委員 番号ポータビリティの実現についての4の(2)の26ページについての質問です。番号ポータビリティ、右側の図の方で、同一番号区画内での番号ポータビリティを実現すべきという点について、これは実現した方が利便性は向上するという点で、異論は少ないところかと思われるのですが、同一番号区画内というのが、幾つか段階で実現可能なレベルでお示しいただくことはできるのでしょうかというのが質問です。
- 東海主査 事務局、いかがでしょうか。
- 東川課長補佐 番号区画というのは、0 A B ~ J 番号につきましては、告示の方で定めておりますけれども、例えば、東京23区につきましては、23区で同一番号区画というふうに定義しております。それぞれの番号区画ごとに、利用している利用者数等も異なっておりますので、そういった多くの利用者がある番号区画を、同一番号区画として移転可能にするというのは、それなりにこれまで分散して番号を管理してきた観点からすると、ハードルは高いかと思えます。
一方、そういう意味では、番号区画内で使用者がそれなりに限られていて、管理の方法等を含めて、使用人数等含めてそれほど多くないような区画であれば、0 A B ~ J - I P 電話から0 A B ~ J - I P 電話に番号ポータビリティするような場合については、今後の番号ポータビリティの仕組みをどのようにつくっていくかという観点から、技術的な仕組みを今後どうしていくかという課題もあります。そういう意味では、収容局の規模によって、対応が異なってくると思います。
- 石井委員 一歩具体化して、例えば、東京ではとか、地方の九州のある地域はとか、そういう例示みたいなのは可能なのでしょうか。
- 東川課長補佐 これはどこの番号区画で、異なる収容局間で移転を実現するかというのは、現時点で具体的にお答えすることは難しいと思っております。というのは、現在

の仕組みでいきますと、NTT東西の片方向の番号ポータビリティにつきましては、収容局でそれぞれ番号ポータビリティ機能を持った番号管理を行っておりますけれども、それを今後、NGNにおいてどのように番号ポータビリティを実現していくかという観点からの検討がまず必要でございますので、そういう意味では、具体的にここでなら移転が可能であるといったようなことについては、まだ現時点でこの地域で実現できるということを申し上げることは難しいかと思えます。

○石井委員　わかりました。あともう一つ、全く違う話で、済みません、また1番に戻ってしまうのですが、PSTNにおける競争環境の維持をNGNにつなげていくときに、方向性を検討会で示すというお話があったかと思えます。もう少しNTTさんに情報を出していただくことができるのでしょうか。例えば、コロケーション設備の撤去にかかる費用負担の、実際に転用に要する期間として6カ月、実際にかかったケースと、かけなくてもよかったケースというのがどれぐらいあるのか、設備の撤去に一事業者当たりどれぐらいの費用がかかって、半年間かけることによって、幾らぐらいの損失が出ているのか。

あとは、コロケーションスペースに空きがない場合で、接続事業者からの課題提起というのが6ページにいますけれども、ランクA、B、C、Dで、各局舎の中で、Aランクがどれぐらいあって、B、C、Dがどれぐらいあってというように、全体の中でどれぐらい使われているのか。あとは他事業者が断られてしまって、サービス提供できなかった具体的な事例があるのかとか、何か方向性を示すに当たって、もう一步踏み込んだ情報を出していただくと、マイグレーションに際してのまとめやすくなるかなという感じがします。

○東海主査　今回は少しそういったNTTからのデータ収集、ご説明ということも少し含めて時間をとりたいと思っております。そういう意味で、今のご質問のことについても、可能な限りNTTから何か情報を得るように、事務局でお願いできればありがたいなど。

○大内課長補佐　前回いただいたご質問については、NTT東西側に伝達の上、しかるべき形で明確化を図りたいと思っておりますけれども、本日いただいた質問については、回答が可能かどうかといったことですか、精査が必要である場合には、またお時間をいただいたりですか、いろいろな事情があるかもしれませんので、そういった点については、可能な範囲で対応ができるかどうか検討したいと思います。

○東海主査　　よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に。そろそろ時間が迫ってまいりましたが、何かご質問をいただくことはございませうか。よろしゅうございませうか。前回は利用者対応、本日は観点が随分異なつたこととございませうが、事業者対応という形で議論を進めてまいりました。したがつて、次回は、全体の論点を整理するというステップに入つてまいりたいと思つておりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、前回、今回と、やはりNTTから少し前向きのデータ提供が欲しい。あるいは、NTTのお考えを少し教えていただきたいというご意見が強くなつておりますので、そんなことにも時間をとらせていただければありがたいと思つております。

次回のことについて、事務局からご報告いただきたいと思ひます。

○大内課長補佐　　次回は、9月20日火曜日、2時からということで、場所はこちら、第1特別会議室とございませう。論点整理等を行いたいと思ひます。以上です。

○東海主査　　それでは、第4回会合を終了とございませう。お忙しい中、ご出席ありがとうございました。

(以上)